

戸籍の電算化が始まります

第2回

町では、戸籍を正確に作成し、証明の発行を速やかに行えるよう、電算化に向けて準備を進めています。今月は「氏」や「名」の文字についてお知らせします。

戸籍に用いられる文字

氏名の文字は、人の同一性を識別するために社会生活上重要なものですが、手書きから始まった戸籍の記載は、書き癖や崩し文字により、辞書に載っていない字で記載されていることがあります。

このような場合、戸籍電算化後は、常用漢字や人名用漢字などの文字に対応する正字に置き換えることとなります。

置き換えられる文字の例の一部は、左の表のとおりです。

このように、戸籍の電算化により文字が正字に置き換えられる方(本町に本籍のある方に限ります)には、2月中に役場からお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

す。

なお、正字への置き換えは氏名そのものを変更するものではないため、町発行の国民健康保険証などは、そのまま使用できます。

また、住民票や印鑑登録証明書などは自動的に戸籍と同じ表記になります。

知っておきたい申し出

「氏」や「名」が辞典に載っていない文字の場合、申し出により常用漢字や人名用漢字に変更できる場合があります。

例えば、現在の戸籍で「吉」と記載されている場合、戸籍電算化後も「吉」のままですが、申し出をすることで「吉」とすることができま

▼その他の例

- 邊・邊↓「辺」
- 隆↓「隆」
- 英↓「英」
- 原↓「原」

申し出を希望する方は、印鑑をご持参の上、町民課窓口にお越しください。

文字によっては直すことができないものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

地番表示の「の」を削除

本籍や住所の地番表示に「の」がついている場合、電算化後は「の」がつかなくなります。

(例) 現在 / 1番地の2

← 電算化後 / 1番地2

□ 問い合わせ先 / 役場町民課住民係
☎ 482・2934 (課直通) まで。

置き換えられる文字の例

使用できない文字		電算化後
藤・藤	➡	藤
邊・邊	➡	邊
真	➡	眞
博	➡	博
喜	➡	喜
善	➡	善
齋	➡	齋
伊	➡	伊
泰	➡	泰
裕	➡	裕

電算化移行後は、戸籍謄本、抄本の名称や書式、様式などが変わります。

戸籍謄本は「全部事項証明」に、戸籍抄本は「個人事項証明」になります。手数料に変更はありません。

来月の広報では、その詳細についてお知らせします。